第１条（用語の定義）

本約款（別紙を含む）において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
甲	本サービスを利用する事業者
乙	リコージャパン株式会社
本サービス	AWS ソリューションとして、別紙に規定されるサービス
本サービス契約	甲乙間にて成立する本サービスの利用契約
料金等	本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用
ID 等	本サービスの実施に必要となる全アカウント情報ならびにパスワードおよび契約ＩＤ
資料等	本サービスの実施に必要な情報、資料等の総称
秘密情報	本サービス契約に関連して、それぞれ相手方に開示される資料等、および秘密の旨の明示がある情報。なお、口頭で開示されたものは、開示後遅延なく秘密である旨を通知された情報。
受領当事者	秘密情報を受領する当事者
開示当事者	秘密情報を開示する当事者
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる勢力の総称。
ＡＷＳ	Amazon Web Services, Inc.が提供するAmazon Web Service。
ＡＷＳ利用規約	Amazon Web Services, Inc.が定めるＡＷＳの利用規約
ＡＷＳアカウント	乙が甲のために取得する、ＡＷＳ利用のためのアカウント
仮想サーバー	Amazon EC2で構成されたサーバーを言います

第２条（本約款の効力）

１．乙は、本約款に基づき本サービスを甲に提供するものとし、本約款は全ての本サービス契約に適用されます。

２．乙は、甲の承諾なく本約款の全部または一部を変更することができるものとします。本約款を変更した場合、乙は Web サイト（https://www.ricoh.co.jp/solutions/category/it/terms.html）に掲載するなど、乙所定の方法で甲に通知するものとします。本約款の変更は、当該通知の時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失うものとします。

３．甲は、乙から通知された変更後の本約款内容に同意しない場合、変更効力発効日の前日をもって本サービス契約を解約することができます。

第３条（本サービス契約の成立）

１．甲は、本サービスの提供を希望する場合、本規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上、申込書に必要事項記入し乙に提出するものとします。

２．乙が甲より必要事項記載済みの申込書を受領した時点で、甲乙間において本サービス契約は成立します。

３．乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

（１）甲が、利用申込にかかる本規約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。

（２）甲が、利用申込に際して虚偽の事実を報告した場合。

（３）甲について、第２１条（反社会的勢力との関係排除等）に違反する事実が判明した場合、またはその恐れが明らかである場合。

（４）その他、乙の業務の遂行上著しい障害があると乙が判断した場合。

第４条（本サービス契約の開始）

本サービスは、原則として申込書に記載された本サービス開始希望日より提供を開始するものし、本約款に定めるところにより甲または乙が本サービス契約を解約または解除するまで効力を有するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供開始日が遅れることがあります。

（１）申込内容および提出内容に不備（記入漏れ等）があった場合。

（２）AWS 提供主体の事情等により AWS のアカウント取得手続が遅れた場合。

第５条（本サービス提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第６条（関連会社等の代行）

乙は、本サービス契約より生ずる乙の義務について、関連会社等に代行させることができるものとします。この場合、乙は、乙の責任と負担において、関連会社等に対して、十分な指導および管理を行うものとします。

第７条（遵守事項）

甲は、本サービスおよび AWS アカウントを自ら使用するものとし、これを第三者に譲渡、転貸等をしないものとします。

第８条（秘密保持）

１．受領当事者は、秘密情報につき秘密を保持し、開示当事者の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。

（１）開示の際、すでに公知となっていた情報。

（２）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。

（３）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。

（４）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。

（５）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。

２．　前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。

３．　受領当事者は、本サービス契約終了後、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとします。

第９条（ＡＷＳ利用契約との関係）

甲は、ＡＷＳの利用にあたって、ＡＷＳ利用規約に従うほか、次の各号の制約を受けることを承諾します。

（１）理由の如何を問わず本サービス契約が終了した場合、同一のＡＷＳアカウントを利用したＡＷＳの利用はできないこと。

（２）ＡＷＳ利用規約の規定に拘わらず、ＡＷＳアカウントの利用停止を希望する場合には乙に対して申し出を行うこと。

（３）一度廃止したＡＷＳアカウントの再利用はできないこと。

（４）甲が次のいずれかに該当した場合、ＡＷＳアカウントが廃止される場合があること。

①甲がＡＷＳ利用規約に違反したとして、ＡＷＳ提供主体から乙に通知があった場合

②理由の如何を問わず料金等の支払を怠った場合。

③第条第１項第１号から第８号に該当した場合。

第１０条（本サービスの廃止）

１．乙は、乙の営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

２．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービスの廃止日の２ヶ月前までに甲に対してその旨を通知するものとします。

３．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本サービス契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービスの全てが終了するものとします。

第１１条（本サービスの中止）

１．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

２．乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。

第１２条（料金等）
甲は、料金等を次の各号に従い乙に支払うものとします。
（１）料金等のうち一括費用および初期費用が設定されている場合、甲は、当該費用を、乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。
（２）料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、月額費用を、毎月乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。なお、本サービス契約が終了する場合、甲の当該月額費用の支払義務は、本サービス契約終了日分まで発生するものとします。

第１３条（消費税）
甲は、料金等に、法令に従い消費税相当額を賦課した金額を、料金等と併せて乙に支払うものとします。

第１４条（支払遅滞）
甲は、料金等または本サービス契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6%の割合の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第１５条（氏名等の変更）
甲は、その会社名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第１６条（甲の協力）
１．甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとします。
２．甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
３．甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった資料等を速やかに提示するものとし、当該資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。

第１７条（免責）
乙は、以下に定める事項については何らの責任を負いません。
（１）本サービス契約の終了、本サービスの停止、廃止またはＡＷＳアカウントの廃止等により甲に発生した一切の損害。
（２）ＡＷＳの提供、および甲によるＡＷＳの利用または利用不能に伴い発生する結果および一切の損害。
（３）天災地変、戦争、テロ、労働争議その他不可抗力によって生じる本サービスの履行の遅滞もしくは履行不能。

第１８条（甲による本サービス契約の解約）
甲は、本サービス契約の解約を希望する場合は、解約希望日の１か月前までに乙にその旨を書面で通知することにより、本サービス契約を解約できるものとします。

第１９条（本サービス契約の解除）
１．乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
（1）本サービス契約上の債務を履行せず、その他本サービス契約に違反し、相当の期間を定めた催告に拘わらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
（2）差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
（3）振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
（4）発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
（5）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
（6）解散を決議した場合
（7）資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
（8）監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
（9）甲に対する脅迫、威嚇、いやがらせ、虚偽事実の通知等の背信行為があった場合。

（１０）次条により、乙がＡＷＳアカウントを廃止した場合。
（１１）その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
２．甲は、乙が前項第１号から第８号までのいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
３．甲は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
４．甲および乙は、本条の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第２０条（損害賠償責任）

甲が乙の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、乙の損害賠償責任は請求の原因を問わず現実に発生した通常かつ直接の損害に限られ、またその賠償の範囲は乙が受領済みの料金等の総額を限度とする金銭賠償に限られます。

第２１条（反社会的勢力との関係排除等）

１．甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
（１）反社会的勢力であること。
（２）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（４）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
（６）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
２．甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
３．甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（１）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
（２）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
４．甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、解除実施者は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第２２条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第２３条（準拠法）

本約款および本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第２３条（協　議）

甲および乙は、本約款、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第２４条（管轄裁判所）

甲は、本約款および本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以上

別紙1　本サービス提供内容

1. 標準サービス

標準サービスは、サービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。また、AWS の仕様によりサービスが提供できない場合があります。

標準サービスの種類
(1)リコー 決済代行サービス for AWS
1. AWS アカウント取得代行サービス
2. AWS 利用料決済代行サービス
3. AWS ヘルプデスクサービス
(2)リコー デザインサービス for AWS スタンダード
4. 仮想サーバー構築サービス
(3)リコー マネージドサービス for AWS スタンダード
5. 仮想サーバー監視サービス
6. 仮想サーバー運用代行サービス
7. AWS ヘルプデスクサービス

【1. AWS アカウント取得代行サービス】

1. 乙は、甲から提供された情報に基づき、AWS アカウントの取得作業を代行するものとします。
2. 乙による AWS アカウントの取得作業の代行にあたり、甲は AWS カスタマーアグリーメント(http://aws.amazon.com/jp/agreement/)に同意するものとします。
3. 乙の代行作業により取得した AWS アカウントは乙が保有するものとし、甲へは「Administrator Access」を付与した IAM(Identity and Access Management)を提供するものとします。
4. 乙は、3項に定める甲へ提供する IAM とは別に、3つの IAM(DS_Administrator/Service/Support)を保有するものとします。
5. 本サービスの利用にあたり、甲が既に保有している AWS アカウントを引き継ぐことはできないものとします。

【2. AWS 利用料決済代行サービス】

1. 乙は、甲が利用した AWS の料金の決済を代行するものとします。
2. 乙は、決済を代行した AWS の利用料金(ドル)を日本円に換算し、甲へ請求するものとします。なお、ドル円転換レートは、三菱 UFJ 銀行指定の仲値を採用することとします。
3. AWS 利用料金(ドル)は、AWS マネージメントコンソールより取得した請求書に記載された金額を参照するものとします。請求書に記載された金額に関する算出根拠、疑義、苦情等について、乙は一切の責を負わないものとします。
4. 乙は、2項に定めた AWS の利用料金に加え、手数料を甲へ請求するものとします。なお、手数料は甲が利用した AWS の料金の 10%相当額とし、AWS の利用料金が 50,000 円に満たない場合の手数料は一律 5,000 円とします。また、AWS の利用料が 0 円だった場合も、手数料が生じます。
5. 甲は、2項ならびに4項に定めた料金を乙へ支払う義務を負うものとします。
6. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するとき、当該 AWS の利用契約を停止することができるものとします。
   (1)　5項に定める支払いを履行しなかったとき
   (2)　AWS 利用規約に違反したとき。またはそれに準じる行為が認められたとき
   (3)　その他、乙が不適切な利用と判断したとき
7. 6項に基づき当該 AWS の利用契約を停止した結果、甲に直接的、間接的な損害が生じた場合、乙は一切の責を追わないものとします。

【3. AWS ヘルプデスクサービス】

1. 乙は、AWS ヘルプデスクサービスとして、甲からの AWS マネージメントコンソールの操作に関する問合せを受け付けるものとします。AWS の障害や利用料金に関する問合せ等、AWS マネージメントコンソールの操作以外の問合せは本サービスの対象外とします。
2. 前項における応対は、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該応対に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。また乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。
3. AWS ヘルプデスクサービスは、甲からの電話による問い合わせを端緒とするものとします。

【4. 仮想サーバー構築サービス】

1. 乙は、甲から提供された情報に基づき、仮想サーバーの構築作業をリモートで行うものとします。
2. 甲は、仮想サーバーの構築作業に必要な AWS アカウントを事前準備するものとし、乙へ当該アカウントにおいて

「Administrator Access」を有した IAM（Identity and Access Management）を提供するものとします。
3. リモート接続が何らかの事情にて接続できない場合は、本サービスは提供しない場合があります。
4. 当該構築作業は、E-Mail にて、申込時に甲より受領したメールアドレス宛に通知することで、完了したものとします。

【5. 仮想サーバー監視サービス】
1. 乙は、仮想サーバー監視サービスとして、対象の仮想サーバーのサービス状況を監視するものとします。
2. 本サービスにおいて、対象仮想サーバーの不具合や乙が定めた設定範囲を超える事象が発生した場合、その旨を申込時に甲より受領したメールアドレス宛に通知するものとします。
3. 乙は、仮想サーバー監視サービスを提供するための事前作業として、乙の所有する AWS アカウント上の監視サーバーに、対象の仮想サーバーに関する設定を行います。
4. 乙は、仮想サーバー監視サービスを提供するための事前作業として、対象仮想サーバーに監視設定を行います。本作業に伴い、甲は対象仮想サーバーの稼動停止を了承するものとします。
5. 甲は、本サービスの提供に必要な AWS アカウントを事前準備するものとし、乙へ当該アカウントにおいて「Administrator Access」を有した IAM（Identity and Access Management）を提供するものとします。
6. 本サービスは、AWS 全てのサービスの不具合を検知及び通知することを保証するものではありません。また AWS のメンテナンスや障害要因によっては、24 時間 365 日の監視ができない場合があります。
7. 甲が、乙の承諾なしに対象仮想サーバーの設定を変更した場合、本サービスが提供できない場合があります。

【6. 仮想サーバー運用代行サービス】
1. 乙は、仮想サーバー運用代行サービスとして、対象仮想サーバーに対して、以下の作業を実施するものとします。
   ①対象仮想サーバーの日次バックアップ取得作業の代行
   ②対象仮想サーバーの日次停止・起動操作の代行
   ③甲の依頼に基づく、対象仮想サーバーに対する障害対応
   ④仮想サーバー監視サービスにおいて障害を検知した際の障害対応
2. 甲は、本サービスの提供に必要な AWS アカウントを事前準備するものとし、乙へ当該アカウントにおいて「Administrator Access」を有した IAM（Identity and Access Management）を提供するものとします。
3. 本サービスは、対象仮想サーバーのバックアップ実施ならびに障害復旧を100％保証するものではありません。また AWS のメンテナンスや障害要因によっては、サービス提供ができない場合があります。
4. 甲が、乙の承諾なしに対象仮想サーバーの設定を変更した場合、本サービスができない場合があります。

2. 標準サービスの提供時間帯
本サービスで提供される標準サービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

標準サービス	サービス提供時間帯
AWS アカウント取得代行サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※1
AWS 利用料決済代行サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※1
AWS ヘルプデスクサービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※1
仮想サーバー構築サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※1
仮想サーバー監視サービス	365日24時間
仮想サーバー運用代行サービス	365日24時間 ※2

※1：祝日および年末年始の乙の指定日は除きます。
※2：甲による作業依頼の受付は、電話：月－日 9:00-21:00 / Web フォーム：365 日 24 時間 となります

別紙２ リコー 決済代行サービス for AWS で利用できない AWS サービスについて

本サービスでは、以下 AWS サービスは利用対象外とします。

・AWS Organizations 及び付帯機能(組織管理)
・AWS Outpost
・Amazon WorkSpaces Application Manager
・Amazon Elastic Kubernetes Service (Amazon EKS)
・AWS Snowball/AWS Snowmobile/AWS SnowballEdge/AWS Snowcone
・AWS Managed Services
・AWS Ground Station
・Amazon GameLift
・Amazon Connect
・Amazon Chime
・Alexa for Business
・AWS 無料利用枠

上記以外にも AWS の仕様変更またはサービス追加により利用できないサービスが発生する場合があります。

別紙３ リコー 決済代行サービス for AWS で利用可能な AWS タグキーについて

本サービスでは、AWS タグのキー名の作成を制限しています。予め利用可能な AWS タグキー名を設定していますので、以下一覧から当てはまるものを選択し、ご利用ください。

AWS タグ(キー名)	利用想定
Name	名前
Project	プロジェクト名
SystemName	システム名
CompanyName	会社名
OrganizationName	組織名
DepartmentName	部署名
ResourceName	リソース名
Administrator	管理者
Environment	環境
Device	機器
Other1	その他１
Other2	その他２
Other3	その他３

※タグキーは完全一致が必要です。（大文字小文字、全角半角など）

別紙４　サービス仕様

【3. AWS ヘルプデスクサービス】

1．ヘルプデスク対象範囲

AWS ヘルプデスクの対象範囲は以下の通りです。

AWS サービス名		対象	備考
Compute & Networking	Direct Connect	●	
	EC2	●	
	Route53	●	
	VPC	●	
Storage & Content Delivery	CloudFront	●	
	Glacier	●	
	S3	●	
	Storage Gateway	●	乙のローカル環境側の問い合わせは対象外です。
Database	DynamoDB	●	
	ElastiCache	－	
	RDS	●	
	Redshift	－	
Analytics	DataPipeline	－	
	Elastic MapReduce	－	
	Kinesis	－	
Deployment & Management	CloudFormation	●	JSON 形式スクリプトの評価は対象外です。
	CloudTrail	－	
	CloudWatch	●	各メトリックス値の評価は対象外です。
	Elastic Beanstalk	－	
	IAM	●	
	OpsWorks	－	
	Trusted Advisor	－	
App Services	AppStream	－	
	CloudSearch	－	
	Elastic Transcoder	－	
	SES	－	
	SQS	●	
	SWF	－	
Applications	WorkSpaces	－	
	WorkDocs	－	
Mobile Services	Cognito	－	
	Mobile Analytics	－	
	SNS	●	
その他	AWS Simple Monthly Calculator	●	見積り結果の評価は対象外です。

※ヘルプデスクの対応範囲は、上記対象サービスにおける AWS マネージメントコンソールの操作方法に関する問い合わせとなります。AWS の構成・設計相談、設定の妥当性判断、障害対応、操作代行、費用等、マネージメントコンソールの操作以外の問い合わせは対象外となります。

※OS・アプリケーション等の問い合わせ対応は対象外となります。

【4. 仮想サーバー構築サービス】

1. 仮想サーバー要件

仮想サーバー構築サービスを提供できる仮想サーバーの要件は以下の通りです。

項目	要件
対象クラウドサービス	Amazon Web Service
AWS 対象サービス	Amazon EC2、Amazon VPC、Amazon EBS
対象 OS 対象 SQL Server	Amazon Linux2 英語版 Windows Server 2016 Japanese (SQL なし) Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Express Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Web Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2019 Japanese (SQL なし) Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Web Windows Server 2022 Japanese (SQL なし) Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Web
対象アプリケーション	Motex 社 Lanscope Cat Sky 社 SKYSEA Client View ※バージョンは乙にて検証済みの最新版となります。

2．サービス提供内容

仮想サーバー構築サービスの提供内容は以下の通りです。

項目	提供内容	備考
ヒアリングシート作成	甲より必要なパラメータのヒアリングを行い、ヒアリングシートを作成します。	
VPC 作成	ヒアリングシートに基づき仮想ネットワーク（Amazon VPC）を作成します。	・個別ネットワークアドレスの指定が無い場、設定値は「Default VPC」となります。
セキュリティグループ設定	ヒアリングシートに基づき仮想ネットワーク（Amazon VPC）へセキュリティグループ設定を行います。	・甲が対象アプリケーションのインストール作業を希望している場合、セキュリティグループは乙が定めた規定値を適用します。 ・対象アプリケーションのインストール作業が含まれず、かつセキュリティグループの設定について甲の指定が無い場合、Windows：RDP/Linux： SSH を ANY で解放することとします。 ・最大設定できるセキュリティグループは 10 個までとなります。 ・セキュリティグループ名は「SG-コンピュータ名+連番」となります。
インスタンス作成	ヒアリングシートに基づき、仮想サーバーを作成します。	・甲が対象アプリケーションのインストール作業を希望している場合、対象アプリケーションのインストール及び基本設定を行います。
Elastic IP 付与	作成した仮想サーバーに対し、Elastic IP を付与します。	・取得した IP アドレス情報はご案内書へ記載し、甲へメール送付します。
OS パスワードの取得	作成した仮想サーバーOS へのログインパスワードを取得します。	・取得したログインパスワードはご案内書へ記載し、甲へメール送付します。
テスト	リモートデスクトップにより作成した EC2 インスタンスへ接続できるかを確認します。	・リモートデスクトップにて OS へログインできたことをもってテスト完了とします。

【5. 仮想サーバー監視サービス】

1. 仮想サーバー要件

仮想サーバー監視サービスを提供できる仮想サーバーの要件は以下の通りです。

項目	要件
対象クラウドサービス	Amazon Web Service
AWS 対象サービス	Amazon EC2、Amazon VPC、Amazon EBS
対象 OS 対象 SQL Server	Amazon Linux2 英語版 Windows Server 2016 Japanese (SQL なし) Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Express Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Web Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2019 Japanese (SQL なし) Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Web Windows Server 2022 Japanese (SQL なし) Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Web

2．サービス提供内容

仮想サーバー監視サービスの提供内容は以下の通りです。

項目	提供内容	備考
監視・通知	Amazon CloudWatch を用いて以下の監視を行います。また()内の閾値を満たした場合、甲へメール通知を行います。 ・CPU 監視（使用率 80%が 10 分継続） ・メモリ監視（使用率 80%が 10 分継続） ・ディスク監視（使用率 80%以上） ・死活監視（10 分間停止）	

【6. 仮想サーバー運用代行サービス】

1. 仮想サーバー要件

仮想サーバー運用代行サービスを提供できる仮想サーバーの要件は以下の通りです。

項目	要件
対象クラウドサービス	Amazon Web Service
AWS 対象サービス	Amazon EC2、Amazon VPC、Amazon EBS
対象 OS 対象 SQL Server	Amazon Linux2 英語版 Windows Server 2016 Japanese (SQL なし) Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Express Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2016 SP3 Web Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2016 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2019 Japanese (SQL なし) Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Enterprise Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Standard Windows Server 2019 Japanese SQL 2022 Web Windows Server 2022 Japanese (SQL なし) Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2017 Web Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2019 Web Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Enterprise Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Standard Windows Server 2022 Japanese SQL 2022 Web

2．サービス提供内容

仮想サーバー運用代行サービスの提供内容は以下の通りです。

項目	提供内容	備考
バックアップ取得代行	ヒアリングシートの内容に基づき、対象仮想サーバーのバックアップを取得します。	・バックアップは AMI（Amazon Machine Image）にて取得します ・AMI の取得に伴い、サーバー停止が必要となります。 ・AMI は日次に取得し、7 世代まで保管します。 ・AMI の保存に伴う AWS 利用料は甲の負担となります。
停止・起動処理代行	ヒアリングシートの内容に基づき、EC2 インスタンスの日次停止・起動処理を代行します。	・停止・起動時間の指定は平日：1パターン、土日：1パターンの指定が可能です。
障害対応代行	甲からの依頼を受けた場合、または仮想サーバー監視サービスにおいて10分以上の停止が確認された場合、対象仮想サーバーに対して、以下の障害対応を実施します。 ・障害一次切り分け ・EC2 インスタンスの再起動 ・AMI からのリカバリ	・障害一次切り分けは、AWS ヘルスチェックの確認を以って行うこととします。 ・本サービスは対象仮想サーバーの正常稼動を保証するものではありません。所定の対応作業を以ってしても、障害復旧できない場合があります。 ・リカバリは同一リージョン内で行うこととし、別リージョンへのリカバリは行わないものとします。 ・障害対応依頼は電話または Web フォームにて受け付けるものとします。